

# 令和6年度諫早市農業委員会第9回総会議事録

1 開催日時 令和6年12月25日(水) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時30分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (18人)

会長職務代理者 19番 久本純造

農業委員 1番 久保 繁                      2番 牟田 繁                      3番 西口雪夫

4番 立森和富                      5番 前田貞松                      6番 林田芳信

7番 平野和敏                      8番 増田真美子                      9番 補伽文夫

10番 森田正男                      12番 松本秀徳                      11番 中島康範

13番 江崎義明                      14番 野田 浩                      15番 泉野政則

16番 田淵勇二                      18番 増山時子

4 欠席委員 (2人) 17番 池田武弘                      20番 山開博俊

5 議 案

第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件

第7号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地用施設届出書受理の件

第5号 非農地通知届出書受理の件

7 その 他

8 事 務 局

局 長 諸岡昌史                      次 長 嶋田弘樹                      事務職員 久間利彦  
事務職員 俣野海喜

## 9 議 事

事 務 局

本日は山開会長が都合により欠席のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、久本職務代理に議長をお願いしたいと思います。それでは、職務代理挨拶と開会宣告、議事の進行につきまして、久本職務代理、よろしく願いいたします。

職 務 代 理

( 職務代理挨拶 )

(開会)

議 長

これより、「令和6年度 諫早市農業委員会 第9回総会」を開会いたします。総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、17番・池田委員、20番・山開会長から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長

それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長

異議なしということですので、議事録署名人に9番・補伽文夫委員、10番・森田正男委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

議 長

それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第1号)

事 務 局

議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」について説明します。本件は農用地区域内の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更するために、諫早市長から農業委員会へ意見を求められたものです。

1番、森山町本村の田1筆2、034㎡のうち950㎡の農地について、農業用施設を設置するために農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。申出人は中央干拓において営農されておりますが、新たな農業用施設を整備するため、農業用施設用地へ変更する申出となります。なお、農振法の用途変更手続完了後は農地法第4条の農地転用許可申請を行う予定となっております。議案第1号につきまして、以上となります。

議 長

議案第1号の説明がりましたが、1番について何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長

ご質問がないようですので、1番の農用地区域の用途変更について「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長

ご異議がないようですので、1番の農用地区域の用途変更について「異議がない」

と意見することに決定いたします。

議長 (議案第2号) 次に 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、小野地区、小野島町の農地1筆、240㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は24,191㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有されております。また農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

2番、多良見地区、多良見町元釜の農地1筆、195㎡について、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借3年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は932㎡です。耕うん機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約5年間従事され、借受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

3番、森山地区、森山町唐比東の農地1筆、24㎡について、耕作に便利のため贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は4,552㎡です。耕うん機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約8年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

4番、飯盛地区、飯盛町上原の農地1筆、879㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は15,939㎡です。トラクターや耕うん機等の機械は所有されております。また農業に約38年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

5番、小長井地区、小長井町牧の農地2筆、432㎡について、耕作を始めるため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は432㎡です。耕うん機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業を始める予定です。譲受人宅から申請地までは車で約1分以内でありますので、機械、労働力、通作距離に問題は無いと思われま。

なお、議案第4号4番と関連する申請となっており、隣地に住宅を建設予定です。以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻、麦を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、2番について多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委 員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 使用貸借の3年というのは、通常より短い期間となっていますが、家庭菜園ということでしょうか。

事 務 局 こちらは、元々玉ねぎを作っておられたのですが、貸主が高齢という理由から、正式に使用貸借をしたいということで窓口へ来られまして、3年後どのようにするかについてのお話まではしていない状況です。

議 長 2番について、他に何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に3番について森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委 員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地においては、農地への進入路として利用されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に4番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委 員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺

地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 4番について、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
次に5番について小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、じゃがいも、トマト、きゅうり等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

(議案第3号) 事務局 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件についてご説明いたします。

1番、小野島町の田1筆2、038㎡の農地を住宅用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造2階建ての共同住宅3棟を建築するものです。土地の造成については、切土を最高0.1m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については敷地内の溜樹から道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水については下水道に接続します。隣接する農地は申請人の自己所有であり問題なく、資金については残高証明書及び融資証明書で確認しております。都市計画法第29条開発許可申請中です。

2番、高来町泉の畑1筆70㎡の農地を住宅用地とする転用申請です。追認の申請となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存敷地の拡張ですので不許可の例外に該当しております。本件は、昭和58年頃から住宅用地の一部として利用しているものです。今回、所有地

の確認を行ったところ転用申請を行っていないことが判明したもので、今後も利用する意向があるため申請を行うものです。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、現状のまま利用するため追加の資金はありません。また、農地を農地以外のものにしていたということで顛末書の提出がっております。

議案第3号につきまして、以上となります。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に2番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

(議案第3号) 事務局 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件についてご説明いたします。

1番、久山町の田1筆89㎡の農地について駐車場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者は飲食業を営んでおりますが、新たにキッチンカーを導入するため、駐車場として整備するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するので被害の恐れはありません。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水については発生しません。隣接する農地はなく、資金については通帳で確認しています。

2番、白浜町の畑1筆239㎡の農地について住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準につい

ては、水道・下水道管の2管が通る道路に接し、おおむね500m以内に2以上の公共施設等がある農地ですので第3種農地に該当します。本件は木造平家建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.83m、切土を最高0.2m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については敷地内の溜桝から道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水については下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条建築許可申請中です。

3番、高来町大戸の畑1筆59㎡の農地について住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地は農機具置場として利用します。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については隣接自宅敷地の水路から道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり問題なく、資金については通帳で確認しています。

4番、議案第2号5番に関連するものです。小長井町牧の田1筆686㎡の農地について店舗併用住宅とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての店舗併用住宅を建築するもので、店舗部分については、譲受人の妻が美容室を営みます。土地の造成はなく、周囲に防護柵を設けます。雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水については合併浄化槽から道路側溝に放流します。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり問題なく、資金については融資証明書で確認しています。議案第4号につきまして、以上となります。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番について真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、駐車場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
次に、2番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

- 議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、3番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 3番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、4番について小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、店舗併用住宅に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 4番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。  
 (議案第5号) 事務局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」についてご説明いたします。  
 1番、小野地区、赤崎町の農地2筆2, 261㎡、について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。  
 2番、多良見地区、多良見町山川内及び船津の農地38筆31, 324.35㎡、について引き続き農業経営を行うため、使用貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、みかんの生産を主体に経営されています。  
 3番、飯盛地区、飯盛町上原の農地4筆6, 710㎡、について引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。  
 4番、小長井地区、小長井町川内の農地4筆5, 060㎡、について引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、

馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

5番、森山地区、森山町本村の農地1筆388㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は水稲、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

6番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆999㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は水稲、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

7番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆1,958㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は水稲、馬鈴薯、人参等の生産を主体に経営されています。

8番、飯盛地区、飯盛町上原の農地1筆831㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は水稲、馬鈴薯、きゅうり等の生産を主体に経営されています。

9番、10番は譲受人が同一の案件となります。

9番、高来地区、高来町泉の農地1筆267㎡、10番、高来地区、高来町泉の農地1筆431㎡、計698㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は水稲、玉ねぎ、そば等の生産を主体に経営されています。

以上、1番から10番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長 議案第5号の説明がありましたので、1番から10番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から10番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から10番は申出どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する  
(議案第6号) 意見聴取の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件についてご説明いたします。

1番、2番は借受人が同一の案件となります。

1番、小野地区赤崎町の農地1筆、1,720㎡、2番、小野地区小野島町の農地1筆、7,587㎡、計9,307㎡を使用貸借10年で新規及び再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

3番、小野地区小野島町の農地4筆、9,752㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦の生産を主体に経営され

ており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

4番と5番は借受人が同一の案件となります。

4番、小野地区小野島町の農地2筆、5,585㎡、5番、小野地区小野島町の農地2筆、2,538㎡、計8,123㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

6番、小野地区、小野島町の農地6筆、17,316㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

7番、有喜地区、天神町の農地6筆、5,891㎡を賃貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、人参等の生産を主体に経営されており、今回、引き続き農業経営を行うため、権利の設定を受けます。

8番、長田地区、長田町の農地1筆、969㎡を賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、みかん等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

9番、飯盛地区、飯盛町上原の農地5筆、7,214㎡を賃貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、人参、馬鈴薯等の生産を主体に経営されており、今回、引き続き農業経営を行うため、権利の設定を受けます。

10番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、1,479㎡を賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、人参、馬鈴薯等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

11番から23番までは飯盛南部地区基盤整備事業に係る貸借となっております。

11番から13番は借受人が同一の案件となります。

11番、有喜地区、早見町及び飯盛地区飯盛町後田の農地5筆、7,159㎡、12番、飯盛地区飯盛町後田の農地3筆、2,770㎡、13番、飯盛地区飯盛町後田の農地3筆、3,603㎡、計13,532㎡を使用貸借及び賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、人参、馬鈴薯等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

14番から17番は借受人が同一の案件となります。

14番、有喜地区、早見町の農地7筆、10,874㎡、15番、有喜地区、早見町の農地1筆、599㎡、16番、有喜地区、早見町の農地7筆、3,433㎡、17番、有喜地区、早見町の農地1筆、2,190㎡、計17,096㎡を使用貸借及び賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

18番、有喜地区、早見町の農地3筆、2,911㎡を賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参等の生産を主体に

営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

19番、有喜地区、早見町及び飯盛地区、飯盛町後田、飯盛町上原の農地13筆、21,915㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

20番から22番は借受人が同一の案件となります。

20番、飯盛地区、飯盛町後田及び飯盛町上原の農地7筆、10,308㎡、21番、飯盛地区、飯盛町後田の農地3筆、3,948㎡、22番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,068㎡、計15,324㎡を使用貸借及び賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

23番、飯盛地区、飯盛町後田の農地5筆、5,199㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、議案第6号の農用地利用集積等促進計画の変更について、説明します。長田地区小豆崎町の農地4筆、6,627㎡について、24番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、賃貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である2年10か月となっています。

以上 第6号議案の1番から23番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の要件を満たしています。

また、1番から23番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長 議案第6号の1番から24番の説明がありましたので、1番から24番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から24番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から24番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を議題(議案第7号)といたします。

- 議 長 事務局から、説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第7号、地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件のご説明をいたします。本案は、地籍調査課が地籍調査を実施した結果、農地等に係る登記地目の変更を予定している土地について、農業委員会の意見を求められているものです。内容につきましては、貝津町の一部貝津第3の2地区で、市街化調整区域内の農地2筆を農地から農地以外への変更が予定されています。本案は許可不要案件等ですので、「意見なし」で回答したいと思います。以上で説明を終わります。
- 議 長 議案第7号の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、地籍調査による農地地目の変更について、「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、地籍調査による農地地目の変更については、「異議がない」と意見することに決定いたします。
- 議 長 次に、報告案件について、事務局より報告願います。
- 事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。  
諫早地区から2件、小栗地区から1件、小野地区から3件、真津山地区から1件、長田地区から1件、飯盛地区から1件、高来地区から1件、小長井地区から1件、合計11件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。  
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。小野地区から1件、飯盛地区から1件計2件の通知が出ています。解約理由としましては、耕作者を変更するため及び農地中間管理事業を活用するためとなっております。報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件につきましてご報告いたします。1番 西小路町の畑2筆456.91㎡を住宅用地とする贈与の届出です。2番 永昌町の畑1筆127㎡を住宅用地とする売買の届出です。3番 栄田町の畑1筆248㎡を住宅用地とする贈与の届出です。4番 西栄田町の畑1筆701㎡を駐車場用地とする売買の届出です。5番 小川町の畑1筆271㎡を資材置場兼駐車場用地とする売買の届出です。続きまして、報告第4号 農業用施設届出書受理の件につきましてご報告いたします。1番 土師野尾町の田1筆254㎡のうち64.62㎡を作業用駐車場とする届出です。2番 小長井町大峰の畑1筆1,162㎡のうち170㎡に農業用倉庫を建設する届出です。報告第5号、非農地通知申出書受理の件について報告いたします。小栗地区から2件、有喜地区から3件、長田地区から1件、森山地区から1件、飯盛地区から1件、高来地区から1件、小長井地区から1件、合計10件の非農地通知申出書を受理いたしました。いずれも山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。
- 議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

- 議 長 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。
- 議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。
- 議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。
- |         |                               |       |
|---------|-------------------------------|-------|
| 議案第 1 号 | 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件 | 1 件。  |
| 議案第 2 号 | 農地法第 3 条許可                    | 5 件。  |
| 議案第 3 号 | 農地法第 4 条許可                    | 2 件。  |
| 議案第 4 号 | 農地法第 5 条許可                    | 4 件。  |
| 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進法による利用権設定           | 10 件。 |
| 議案第 6 号 | 農地中間理事業に係る農用地利用集積等促進計画        | 24 件。 |
| 議案第 7 号 | 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取         | 1 件。  |
- 以上、審議件数は、全部で 47 件でございました。以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和 6 年度諫早市農業委員会第 9 回総会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_